

## 県民生活・土木交通常任委員会 県外行政調査

1 調査日 平成 28 年 11 月 22 日（火）

### 2 調査の概要

#### (1) 奈良県議会（奈良県奈良市）

調査事項：

「奈良県公共交通条例の概要、条例制定後の具体的な取り組み等について」

「奈良県公共交通基本計画等について」

奈良県においては、平成 25 年 7 月に「奈良県公共交通条例」を制定されているが、これは都道府県単位では全国唯一となる公共交通関係の条例である。

本条例では、県が公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとされているが、奈良県では、本条例制定後、平成 28 年 3 月に「奈良県公共交通基本計画」ならびに全国で初めての全県を対象とした「奈良県地域公共交通網形成計画」を策定され、公共交通における「奈良モデル」として、県、市町村、交通事業者、県民等が連携、協働した公共交通の維持、確保、活性化に向けた取り組みをされている。

本県においては、今年度、「人口減少を見据えた公共交通のあり方検討協議会」および「大津湖南エリア地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、公共交通の活性化に向けた課題を洗い出し、次年度内を目途に大津湖南地域公共交通網形成計画の策定や公共交通推進条例のあり方を検討される予定となっている。

こうしたことから、今後の参考とするため、奈良県における公共交通条例の概要、条例施行後の具体的な取り組み、奈良県公共交通基本計画等について調査を行った。

